

賞与に関する個人所得税の取扱いについて

2009 年 8 月 17 日、国家税務総局より「個人所得税の若干の政策実務の問題の明確化に関する通達」(国税発[2009]121 号)が發布され、賞与に関する個人所得税の課税実務が明確化されました。これによると、被雇用者に対して支給される給料以外の報酬については、一回性支給の年間賞与の場合を除いて、全て月次給料に上乗せして課税所得を算出することとなります。

このため、賞与を複数回支給している会社では、被雇用者(従業員)の個人所得税が増加することも考えられることから、十分な注意が必要となります。

中国では給与所得者の個人所得税申告は毎月行われます。そのため、給与所得者は、一ヶ月の給料総額を基準として課税所得を計算し、これに税率を乗じて個人所得税を算出します。賞与のように給料以外の報酬が発生する場合においても、原則的には、発生した月の給料総額に賞与等の報酬総額を上乗せした金額を基準として課税所得を計算し、これに税率(超過累進税率)を乗じて個人所得税を算出します。

一般的に、賞与は一定期間(半年や一年)の就労態度や業績等に対する評価給であると考えられます。この評価給に対して、原則どおりの課税がなされる場合、超過累進税率による重い税額負担が強いられることになります。

この問題に対して、これまでは下記に掲げる①②の二つの通達を適用することにより、実務的には税負担を軽減させる計算方法が採用されてきました。

しかし、今回發布された通達によれば、その二者のうち、①の税額計算方式が廃止されることになります。これによ

て、給料以外の報酬については、年一回性の賞与についてのみ、税負担を軽減させる計算方法が適用できるようになります。それ以外の場合には、原則どおりの税額計算方法、すなわち、一ヶ月の給料総額にその月に発生した給料以外の報酬金額を上乗せした金額を基準として課税所得を計算する方法が適用され、結果的に重い税負担が強えられることになります。

したがって、今後、年間に賞与を二回以上支給することを予定している会社の場合、年一回性と認定される賞与以外の賞与については、原則に従った重い個人所得税の税額負担を強いられることになります。

特に個人所得税を会社負担としている場合には、会社が重い税額負担を引き受けることになりますので、十分な注意が必要です。また、個人所得税を個人負担としている会社でも、手取金額に影響が出ることが予想されますので、この点を確認する必要があります。

《税額負担を軽減させる二つの通達》

①	年末加給に関する税額計算方式	中国では、年末において給料に一定の評価に基づく給料の加算(年末加給)を行う習慣がありますが、この年末加給について、上記通達が発布される以前は、「国税函[2002]629号」が、原則とは異なる計算方法(比較的低い税率)で課税を行うことを認めてきました。
②	年一回性の賞与に関する税額計算方式	国家税務総局は、通達(国税発[2005]9号)によって、該当する給料以外の報酬が年一回性の賞与である場合には、比較的可利な税率(賞与総額を12で按分した金額を税率算定の基礎とする)で税額計算を行うことを認めてきました。